

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2020年1月24日
【発行者名】 T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坪井 親弘
【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】 富岡 秀夫
【電話番号】 03-6722-4813
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 アジア・ダブルプレミア・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アジア・ダブルプレミア・ファンド（以下「ファンド」といいます。）

ただし、愛称として「龍虎」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口あたりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）または下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

（５）【申込手数料】

3.30%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2020年1月25日から2020年7月22日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、購入代金（発行価格に申込口数を乗じて得た額に申込手数料（税込）を加算した金額をいいます。）をお申し込みの販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

①日本以外の地域における発行はありません。

②振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 <u>追加型投信</u>	国 内 <u>海 外</u> 内 外	<u>株 式</u> <u>債 券</u> 不動産投信 その他資産 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 <u>その他資産</u> <u>(投資信託証券（株式）)</u> 資産複合	<u>年1回</u> 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 <u>アジア</u> オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） <u>エマージング</u>	<u>ファミリー</u> <u>ファンド</u> ファンド・オブ ・ファンズ	あり <u>なし</u>

＜商品分類の定義＞

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分の定義＞

その他資産(投資信託証券(株式))

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて主に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア／エマージング

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアのエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ファンドの特色

中華圏株式マザーファンドおよびASEAN地域株式マザーファンド（以下、総称してあるいは個別に「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、「中華圏」および「ASEAN地域」の株式に投資します。

※NVDR（無議決権預託証券）に投資することがあります。

- アジアのリーダー的地位を高める「中華圏」を中心に、同地域との経済の結びつきを強める「ASEAN地域」へも投資を行います。
- 消費関連、インフラ整備など、今後高い成長が期待できるセクターに焦点を当てて投資します。
- 原則として為替ヘッジは行いません。



※旗の背景を色付けた国・地域は、当資料作成時点での投資対象予定（当該国・地域にて事業を行う企業を含む）。

マザーファンドの基本構成比

- マザーファンドの基本構成比
 - ① 中華圏：65%（約2/3）程度 組入銘柄数20～40銘柄程度
 - ② ASEAN地域：35%（約1/3）程度 組入銘柄数30～60銘柄程度
- マザーファンドの基本構成比は原則1年ごとに見直しを行います。
- マザーファンドの基本構成比からの乖離が一定水準を超えた場合、随時リバランスを行います。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

マザーファンドの運用は、下記に委託します。

- 国泰君安資産管理（亞洲）有限公司（以下「国泰君安アセット（アジア）」ということがあります。）
中国の大手証券会社である国泰君安証券グループに属する香港所在の資産運用会社で、グループのリサーチ力や中国全土で培った強固なネットワークを活用した、ボトムアップ・アプローチ重視のポートフォリオ構築が特徴です。
中華圏株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、主として香港、上海、深センおよび台湾の証券取引所の上場銘柄等に関する運用の指図を行います。
- 日興アセットマネジメント アジア リミテッド（以下「日興アセット（アジア）」ということがあります。）
日興アセットマネジメントグループに属するシンガポール所在の資産運用会社です。株式については個別企業のボトムアップ調査を中心に、トップダウンによるセクター判断等を加味した運用、債券についてはファンダメンタルズ分析に基づく、カントリーアロケーション（国別投資配分）やデュレーション・マネジメントを重視した運用が特徴です。
ASEAN地域株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、主としてASEAN地域の証券取引所の上場銘柄等に関する運用の指図を行います。

※運用委託先は変更される場合があります。

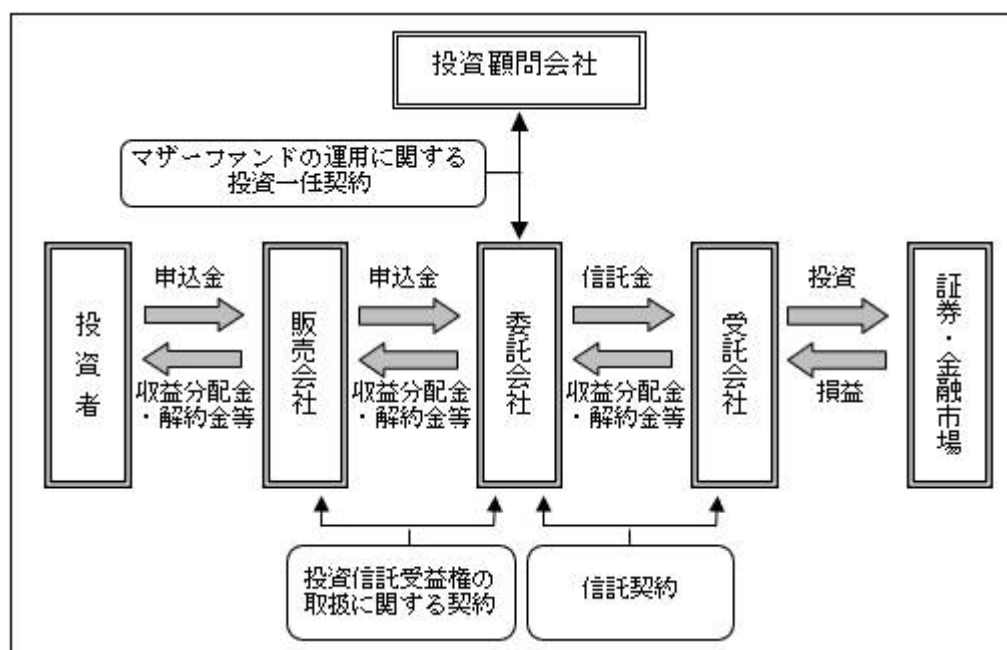
④信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2007年4月27日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

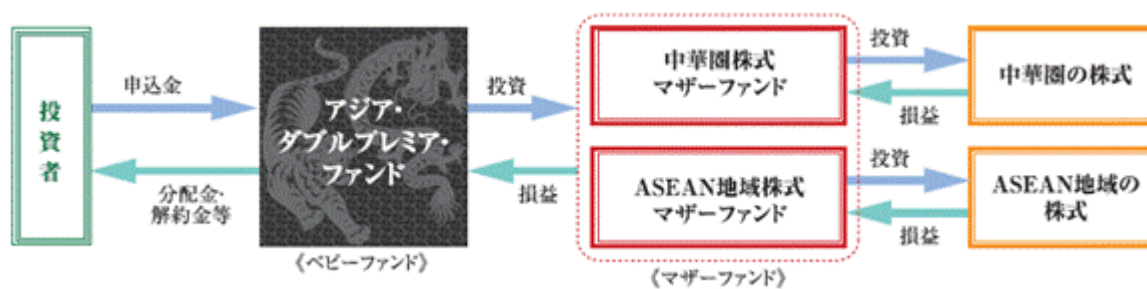
（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



②委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

d. 投資顧問会社

国泰君安資産管理(亞州)有限公司

（以下「国泰君安アセット（アジア）」ということがあります。）

委託会社との間に締結した投資一任契約に基づき、中華圏株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、主として香港、上海、深センおよび台湾の証券取引所の上場銘柄等に関する運用の指図を行います。

日興アセットマネジメント アジア リミテッド

（以下「日興アセット（アジア）」ということがあります。）

委託会社との間に締結した投資一任契約に基づき、ASEAN地域株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、主としてASEAN地域の証券取引所の上場銘柄等に関する運用の指図を行います。

※投資顧問会社（運用委託先）は変更される場合があります。

③委託会社の概況

a. 資本金

2019年11月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2019年11月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- ①中華圏株式マザーファンドを通じて、香港、上海、深センおよび台湾の証券取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動が中華圏（中国・香港・台湾・マカオ）を中心に行われている企業の発行する株式で、他の株式市場の上場銘柄を実質的な投資対象とします。
- ②ASEAN地域株式マザーファンドを通じて、ASEAN地域の証券取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動がASEAN地域を中心に行われている企業の発行する株式で、他の株式市場の上場銘柄を実質的な投資対象とします。
- ③各マザーファンドの組入比率は、概ね以下の比率を基本とします。
 - ・中華圏株式マザーファンド 65%程度
 - ・ASEAN地域株式マザーファンド 35%程度なお、資産配分は原則1年ごとに見直しを行います。また、基本組入比率からの乖離が一定水準を超えた場合、随時リバランスを行います。
- ④銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から今後高い成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に割安な株式に投資します。
- ⑤株式の実質組入比率は、市況環境、資金動向等に応じて弾力的に変更します。
- ⑥実質外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑦資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

- ①中華圏株式マザーファンドおよびASEAN地域株式マザーファンドを主要投資対象とします。
- ②この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - (1)有価証券
 - (2)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - (3)金銭債権
 - (4)約束手形
 - b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1)為替手形
- ③委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - a. 株券
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

- f. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- h. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- i. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- j. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- k. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- l. コマーシャル・ペーパー
- m. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- n. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、aからmの証券または証書の性質を有するもの
- o. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- p. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- q. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- r. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- s. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- t. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- u. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利でuの有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券およびnならびにsの証券または証書のうちaの証券の性質を有するものを以下「株式」といい、bからgまでの証券およびnならびにsの証券または証書のうちbからgまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、oおよびpの証券を以下「投資信託証券」といいます。

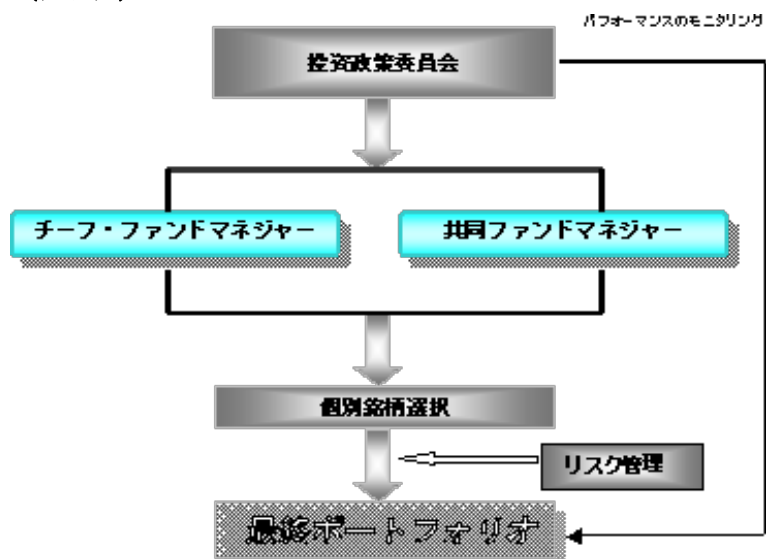
④委託会社は、信託金を③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利でeの権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

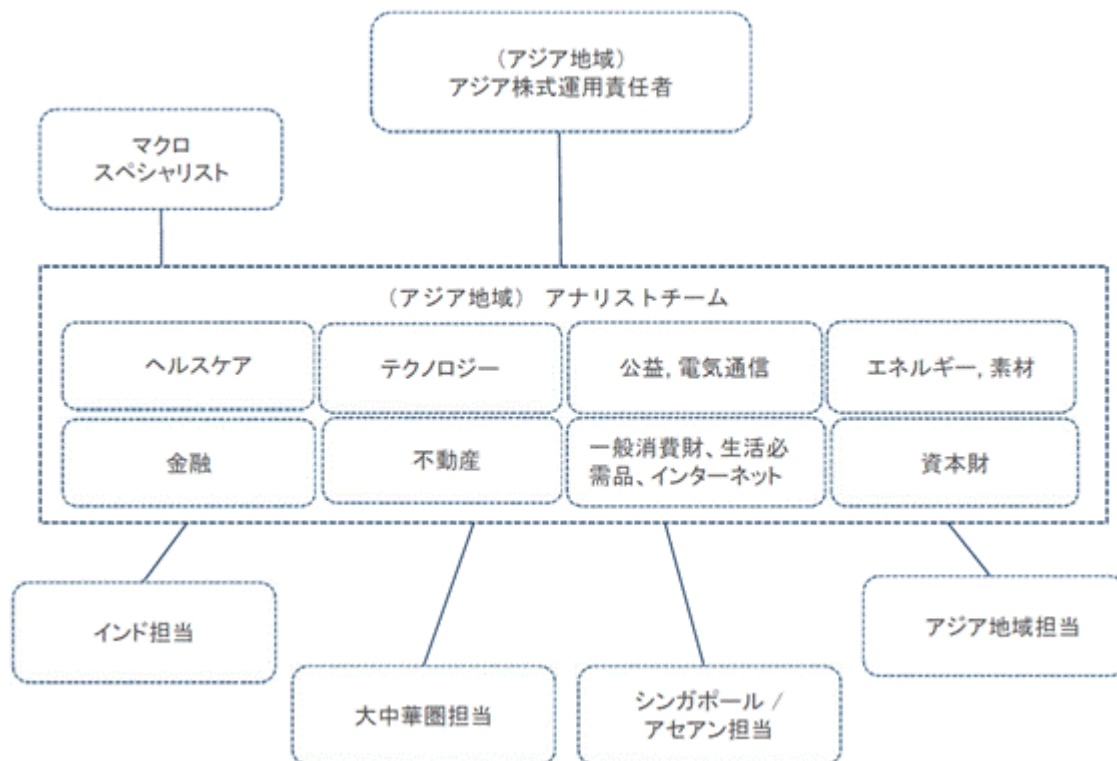
投資顧問会社の運用体制は以下の通りです。

国泰君安アセット（アジア）



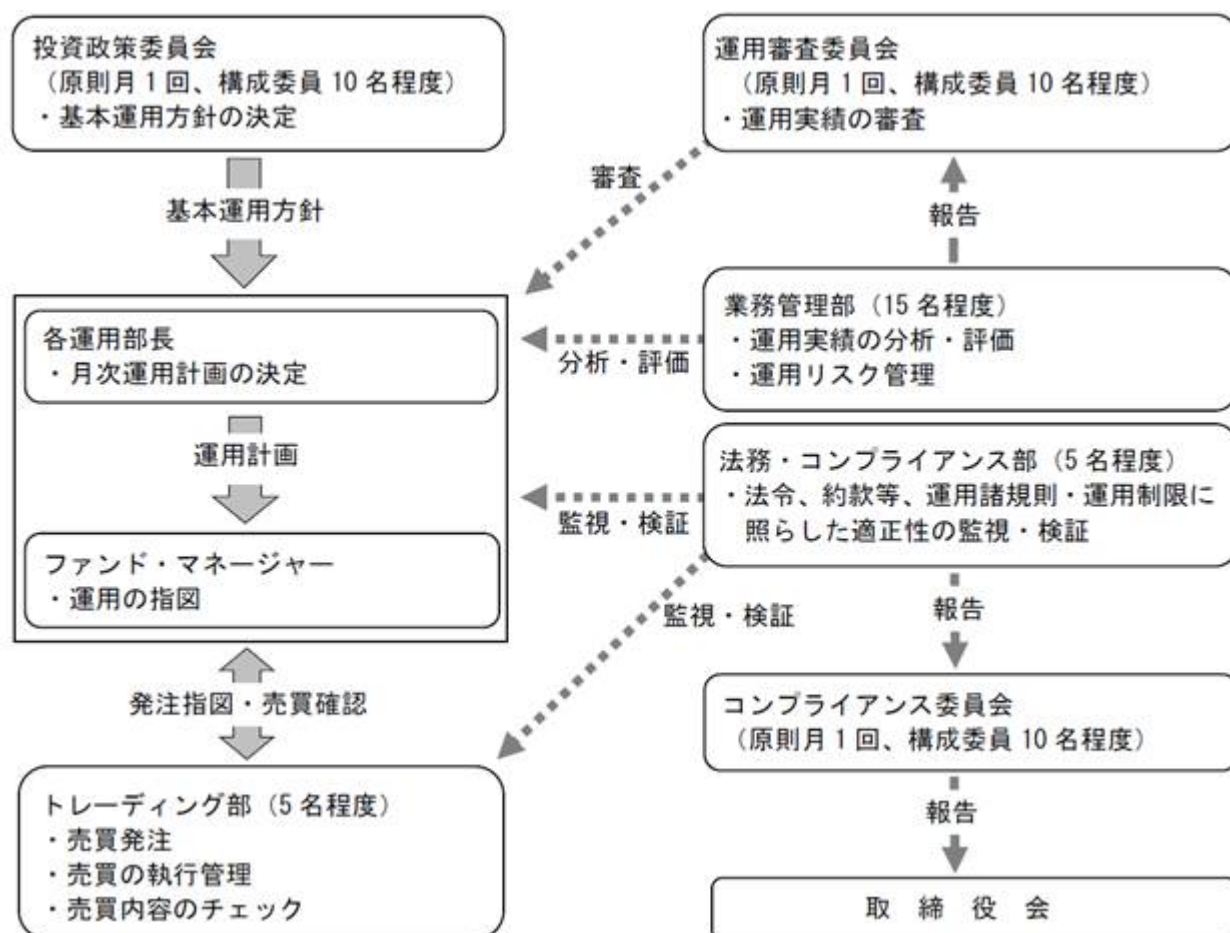
上記の運用体制は2019年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

日興アセット（アジア）



上記の運用体制は2019年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。
ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は2019年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として4月27日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。
- ②分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※みなし配当等収益とは、各マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

①ファンドの信託約款に基づく投資制限

- a. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

- f. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) (1)の信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- g. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- h. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.から2.の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) (1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- i. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

j. (1) 委託会社は信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当て（換金申込に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(2) 換金申込に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

k. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

l. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

※上記のaおよびeにおける「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。

※上記のbからdおよびiにおける信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に、各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

a. 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの概要

（１）投資方針

中華圏株式マザーファンド

- ①香港、上海、深センおよび台湾の証券取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動が中華圏を中心に行われている企業の発行する株式で他の株式市場の上場銘柄を投資対象とすることにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ②銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から今後高い成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に割安な株式に投資します。
- ③株式の組入比率は、市況環境、資金動向等に応じて弾力的に変更します。
- ④価格変動リスクを低減するため、香港株式市場に上場されている株価指数先物取引等に投資する場合があります。
- ⑤外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥運用にあたっては、国泰君安アセット（アジア）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑦資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

ASEAN地域株式マザーファンド

- ①ASEAN地域の証券取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動がASEAN地域を中心に行われている企業の発行する株式で他の株式市場の上場銘柄を投資対象とすることにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ②銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から今後高い成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に割安な株式に投資します。
- ③株式の組入比率は、市況環境、資金動向等に応じて弾力的に変更します。
- ④外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤運用にあたっては日興アセット（アジア）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑥資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

（各マザーファンド共通）

- ①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

- (1)有価証券
- (2)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りま。
- (3)金銭債権
- (4)約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (1)為替手形

②委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- h. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- i. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- j. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- k. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- l. コマーシャル・ペーパー
- m. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- n. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、aからmの証券または証書の性質を有するもの
- o. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- p. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- q. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- r. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- s. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- t. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- u. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利でuの有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券およびnならびにsの証券または証書のうちaの証券の性質を有するものを以下「株式」といい、bからgまでの証券およびnならびにsの証券または証書のうちbからgまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、oおよびpの証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利でeの権利の性質を有するもの

（３）投資制限

マザーファンドの信託約款に基づく投資制限

（各マザーファンド共通）

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ⑤委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - b. aの信用取引の指図は、次の(1)から(6)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の(1)から(6)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (1)投資信託財産に属する株券の権利行使により取得する株券
 - (2)株式分割により取得する株券
 - (3)有償増資により取得する株券
 - (4)売り出しにより取得する株券
 - (5)信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

- (6)信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（(5)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑧ a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- b. 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑨ a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(1)から(2)の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
- (1)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- (2)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑩委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ⑪デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- ⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

③カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

④信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

⑤債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

⑥流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

- ①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ②ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ③分配金に関する留意点
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ④マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

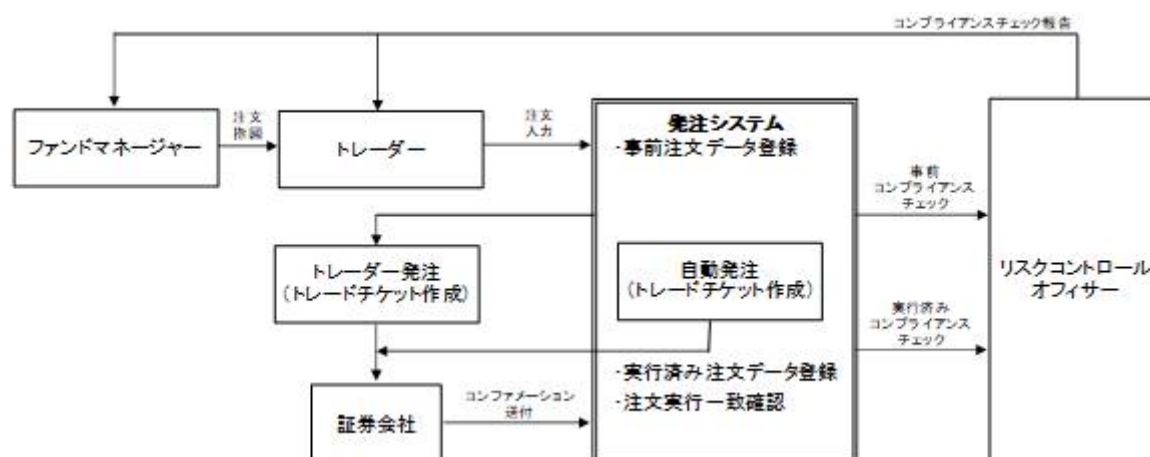
（３）リスクの管理体制

委託会社は、運用委託先の運用体制や運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等の適切性についてモニタリングを行います。

また、ファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

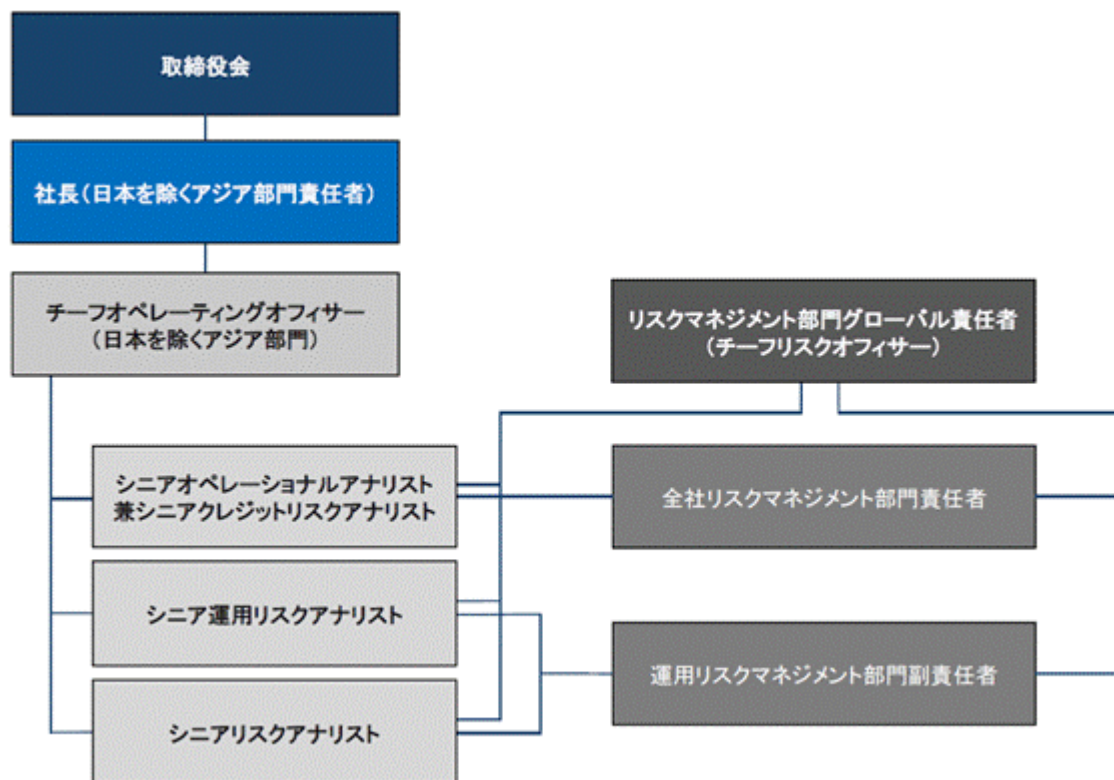
投資顧問会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

国泰君安アセット（アジア）



上記のリスクの管理体制は2019年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

日興アセット（アジア）

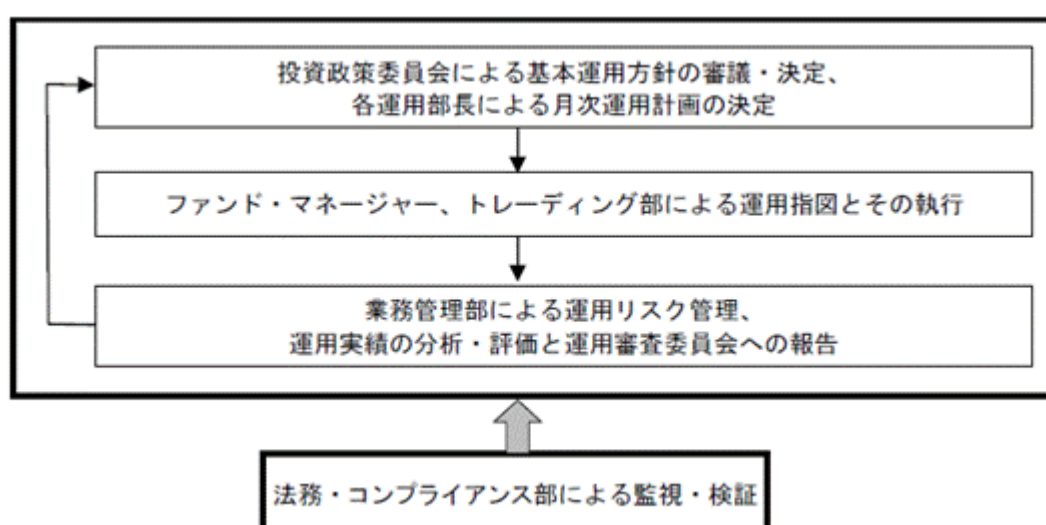


上記のリスクの管理体制は2019年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



委託会社のリスクの管理体制は2019年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《参考情報》

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞



＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



(注)ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 右のグラフは、2014年12月から2019年11月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

* 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 上記の騰落率は2019年11月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI 国債

先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

* 詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

3.30%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額[※]としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.035%（税抜1.85%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の分配については、以下の通りとします。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率] (年率・税抜)

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	1.13%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.65%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.07%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬（信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に対し年0.65%）が含まれています。

投資顧問会社への報酬は、マザーファンドの運用等の対価、運用財産の管理等の対価です。

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ②信託財産の財務諸表に係る監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。
 - ③証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。
- その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」および未成年少額投資非課税制度「愛称：ジュニアN I S A」をご利用の場合

N I S AおよびジュニアN I S Aは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

◆個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いについては、2019年11月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2019年11月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	774	98.03
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	16	1.97
合計（純資産総額）	—	790	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2019年11月29日現在）

	国名	種 類	銘 柄 名	数 量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	中華圏株式 マザーファンド	273,279,307	1.8233 498,270,161	1.8614 508,682,102	64.41
2	日本	親投資信託 受益証券	A S E A N地域株式 マザーファンド	186,881,879	1.4520 271,365,576	1.4206 265,484,397	33.62

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2019年11月29日現在）

種類	投 資 比 率（％）
親投資信託受益証券	98.03
合計	98.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2019年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第3期 計算期間 (2010年4月27日現在)	7,902	7,902	0.8441	0.8441
第4期 計算期間 (2011年4月27日現在)	5,574	5,574	0.8713	0.8713
第5期 計算期間 (2012年4月27日現在)	5,313	5,313	0.7371	0.7371
第6期 計算期間 (2013年4月30日現在)	3,754	3,754	1.0238	1.0238
第7期 計算期間 (2014年4月28日現在)	1,875	1,965	1.0409	1.0909
第8期 計算期間 (2015年4月27日現在)	1,199	1,664	1.0575	1.4675
第9期 計算期間 (2016年4月27日現在)	899	899	0.7665	0.7665
第10期 計算期間 (2017年4月27日現在)	852	852	0.8785	0.8785
第11期 計算期間 (2018年4月27日現在)	1,061	1,061	1.0181	1.0181
2018年11月末日	886	—	0.9390	—
2018年12月末日	822	—	0.8838	—
2019年1月末日	805	—	0.9031	—
2019年2月末日	839	—	0.9564	—
2019年3月末日	874	—	0.9500	—
2019年4月末日	920	—	0.9793	—
第12期 計算期間 (2019年5月7日現在)	897	897	0.9554	0.9554
2019年5月末日	850	—	0.8900	—
2019年6月末日	809	—	0.9364	—
2019年7月末日	816	—	0.9490	—
2019年8月末日	744	—	0.8901	—
2019年9月末日	717	—	0.8963	—
2019年10月末日	750	—	0.9443	—
2019年11月末日	790	—	0.9510	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第3期 計算期間（2010年4月27日）	0.0000
第4期 計算期間（2011年4月27日）	0.0000
第5期 計算期間（2012年4月27日）	0.0000
第6期 計算期間（2013年4月30日）	0.0000
第7期 計算期間（2014年4月28日）	0.0500
第8期 計算期間（2015年4月27日）	0.4100
第9期 計算期間（2016年4月27日）	0.0000
第10期 計算期間（2017年4月27日）	0.0000
第11期 計算期間（2018年4月27日）	0.0000
第12期 計算期間（2019年5月7日）	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第3期 計算期間（2009年4月28日 ～ 2010年4月27日）	57.39
第4期 計算期間（2010年4月28日 ～ 2011年4月27日）	3.22
第5期 計算期間（2011年4月28日 ～ 2012年4月27日）	△15.40
第6期 計算期間（2012年4月28日 ～ 2013年4月30日）	38.90
第7期 計算期間（2013年5月1日 ～ 2014年4月28日）	6.55
第8期 計算期間（2014年4月29日 ～ 2015年4月27日）	40.98
第9期 計算期間（2015年4月28日 ～ 2016年4月27日）	△27.52
第10期 計算期間（2016年4月28日 ～ 2017年4月27日）	14.61
第11期 計算期間（2017年4月28日 ～ 2018年4月27日）	15.89
第12期 計算期間（2018年4月28日 ～ 2019年5月7日）	△6.16
第13期 計算期間中（2019年5月8日 ～ 2019年11月29日）	△0.46

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第13期計算期間中については2019年11月29日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第3期 計算期間（2009年4月28日 ～ 2010年4月27日）	11,229,845,473	11,739,620,356
第4期 計算期間（2010年4月28日 ～ 2011年4月27日）	1,118,406,004	4,081,718,892
第5期 計算期間（2011年4月28日 ～ 2012年4月27日）	2,782,595,145	1,972,719,420
第6期 計算期間（2012年4月28日 ～ 2013年4月30日）	2,198,590,680	5,739,623,382
第7期 計算期間（2013年5月1日 ～ 2014年4月28日）	405,996,740	2,270,968,723
第8期 計算期間（2014年4月29日 ～ 2015年4月27日）	626,387,992	1,294,065,050
第9期 計算期間（2015年4月28日 ～ 2016年4月27日）	232,964,901	194,576,948
第10期 計算期間（2016年4月28日 ～ 2017年4月27日）	147,831,850	350,307,752
第11期 計算期間（2017年4月28日 ～ 2018年4月27日）	344,537,311	271,883,934

第12期 計算期間（2018年4月28日 ～ 2019年5月7日）	88,952,250	192,138,721
第13期 計算期間中（2019年5月8日 ～ 2019年11月29日）	66,440,402	175,289,065

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）マザーファンドの状況

中華圏株式マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2019年11月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	ケイマン諸島	215	42.35
	台湾	104	20.47
	中国	98	19.18
	香港	40	7.79
	バミューダ諸島	5	0.91
	小計	461	90.69
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	48	9.31
合計（純資産総額）	—	509	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（2019年11月29日現在）

	国／地域	種類	通貨	業種	銘柄名	数量 (株)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	タイワン ドル	半導体・半導体 製造装置	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	39,233	259.00 36,479,235	309.50 43,591,982	8.57
2	中国	株式	ホンコ ンドル	保険	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	30,000	91.75 38,535,000	90.35 37,947,000	7.46
3	香港	株式	ホンコ ンドル	保険	AIA GROUP LTD	25,000	81.40 28,490,000	80.20 28,070,000	5.52
4	台湾	株式	タイワ ンドル	半導体・半導体 製造装置	MEDIATEK INC	18,000	395.39 25,550,424	431.50 27,883,530	5.48
5	ケイマン 諸島	株式	ホンコ ンドル	不動産	CHINA RESOURCES LAND LTD	52,888	33.55 24,841,493	34.60 25,618,947	5.04
6	ケイマン 諸島	株式	ホンコ ンドル	小売	MEITUAN DIANPING- CLASS B	16,000	101.45 22,725,587	106.50 23,856,000	4.69
7	ケイマン 諸島	株式	ホンコ ンドル	耐久消費財・ア パレル	LI NING CO LTD	60,000	15.96 13,413,797	26.35 22,134,000	4.35
8	中国	株式	ホンコ ンドル	資本財	ZOOMLION HEAVY INDUSTRY - H	260,000	4.84 17,623,268	5.61 20,420,400	4.01

9	ケイマン諸島	株式	USドル	小売	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	900	172.95 17,053,634	200.82 19,801,655	3.89
10	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	メディア・娯楽	TENCENT HOLDINGS LTD	4,000	375.60 21,033,600	338.00 18,928,000	3.72
11	台湾	株式	タイワンドル	半導体・半導体製造装置	NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	20,000	203.50 14,611,300	223.50 16,047,300	3.15
12	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	耐久消費財・アパレル	Q TECHNOLOGY GROUP CO LTD	80,000	9.68 10,845,696	11.86 13,283,200	2.61
13	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	資本財	CHINA LESSO GROUP HOLDINGS L	100,000	8.09 11,331,095	8.52 11,928,000	2.34
14	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	消費者サービス	NAGACORP LTD	60,000	12.84 10,787,918	14.00 11,760,000	2.31
15	中国	株式	ホンコンドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	WUXI APPTec CO LTD-H	9,000	96.51 12,160,706	92.25 11,623,500	2.28
16	香港	株式	ホンコンドル	公益事業	GUANGDONG INVESTMENT LTD	50,000	14.84 10,388,000	16.48 11,536,000	2.27
17	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	商業・専門サービス	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	30,000	17.40 7,308,000	26.40 11,088,000	2.18
18	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	食品・飲料・タバコ	YIHAI INTERNATIONAL HOLDING	15,000	41.49 8,713,472	51.70 10,857,000	2.13
19	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	食品・飲料・タバコ	CHINA MENGNIU DAIRY CO	24,000	29.39 9,876,384	30.70 10,315,200	2.03
20	台湾	株式	タイワンドル	銀行	CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	128,000	22.09 10,151,539	21.95 10,086,464	1.98
21	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	7,000	88.48 8,671,261	90.70 8,888,600	1.75
22	中国	株式	ホンコンドル	素材	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	10,000	51.73 7,242,265	51.60 7,224,000	1.42
23	ケイマン諸島	株式	USドル	消費者サービス	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	500	112.68 6,172,999	124.26 6,806,962	1.34
24	台湾	株式	タイワンドル	保険	FUBON FINANCIAL HOLDING CO	40,000	45.60 6,548,160	45.40 6,519,440	1.28
25	中国	株式	ホンコンドル	小売	ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	15,000	23.61 4,958,127	27.80 5,838,000	1.15
26	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	不動産	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	13,500	25.90 4,895,468	28.60 5,405,400	1.06
27	中国	株式	ホンコンドル	銀行	CHINA MERCHANTS BANK - H	10,000	38.45 5,383,000	38.15 5,341,000	1.05
28	中国	株式	ホンコンドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	LIVZON PHARMACEUTICAL GROU-H	15,000	23.13 4,858,804	23.60 4,956,000	0.97
29	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	不動産	TIMES CHINA HOLDINGS LTD	23,000	16.41 5,284,601	15.20 4,894,400	0.96
30	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	14,000	26.11 5,117,567	24.90 4,880,400	0.96

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

(2019年11月29日現在)

種類	業 種	投 資 比 率 (%)
株式	半導体・半導体製造装置	17.21
株式	保険	14.26
株式	小売	9.73
株式	耐久消費財・アパレル	7.87
株式	不動産	7.06
株式	資本財	6.36
株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.97
株式	食品・飲料・タバコ	4.16
株式	メディア・娯楽	3.72
株式	消費者サービス	3.65
株式	銀行	3.03
株式	公益事業	2.27
株式	商業・専門サービス	2.18
株式	素材	1.42
株式	自動車・自動車部品	1.04
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.77
合計		90.69

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

A S E A N地域株式マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2019年11月29日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	タイ	77	29.17
	シンガポール	60	22.48
	インドネシア	59	22.27
	フィリピン	29	11.07
	マレーシア	20	7.64
	小計	246	92.62
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	19	7.38
合計（純資産総額）	—	265	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄（30銘柄）

(2019年11月29日現在)

	国／ 地域	種類	通貨	業 種	銘 柄 名	数量（株）	簿価単価 （現地通貨） 簿価金額 （円）	時価単価 （現地通貨） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	タイ	株式	バーツ	食品・飲料・ タバコ	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	132,000	28.25 13,498,980	27.50 13,140,600	4.95
2	シンガ ポール	株式	シンガポ ールドル	資本財	KEPPEL CORP LTD	21,400	6.55 11,244,437	6.74 11,570,611	4.36
3	シンガ ポール	株式	シンガポ ールドル	食品・飲料・ タバコ	WILMAR INTERNATIONAL LTD	33,100	3.52 9,346,592	4.07 10,806,997	4.07
4	シンガ ポール	株式	シンガポ ールドル	銀行	DBS GROUP HOLDINGS LTD	4,600	26.15 9,652,096	25.53 9,420,876	3.55
5	タイ	株式	バーツ	エネルギー	THAI OIL PCL-NVDR	35,400	68.68 8,802,185	69.00 8,842,212	3.33
6	インド ネシア	株式	ルピア	銀行	BANK MANDIRI TBK	160,000	7,525.00 9,391,200	6,775.00 8,455,200	3.18
7	シンガ ポール	株式	シンガポ ールドル	資本財	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENG	21,600	3.93 6,809,715	4.17 7,225,575	2.72
8	フィリ ピン	株式	フィリピン ペソ	不動産	ROBINSONS LAND CO	113,300	26.37 6,455,873	26.20 6,411,873	2.42
9	タイ	株式	バーツ	食品・生活必 需品小売り	CP ALL PCL-NVDR	22,400	77.40 6,276,373	75.75 6,142,416	2.31
10	インド ネシア	株式	ルピア	銀行	BANK CENTRAL ASIA PT	25,100	28,100.00 5,501,418	31,250.00 6,118,125	2.30

11	シンガポール	株式	シンガポールドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	VENTURE CORP LTD	4,700	16.76 6,319,089	15.75 5,938,285	2.24
12	シンガポール	株式	シンガポールドル	資本財	SEMBORP INDUSTRIES LTD	33,600	2.25 6,076,689	2.20 5,929,862	2.23
13	フィリピン	株式	フィリピンペソ	食品・生活必需品小売り	CENTURY PACIFIC FOOD INC	164,200	15.09 5,354,606	15.22 5,398,107	2.03
14	インドネシア	株式	ルピア	不動産	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	700,700	1,041.03 5,689,720	975.00 5,328,823	2.01
15	タイ	株式	バーツ	メディア・娯楽	MAJOR CINEPLEX GROUP-NVDR	58,400	27.60 5,835,446	24.60 5,200,636	1.96
16	マレーシア	株式	リンギット	エネルギー	YINSON HOLDINGS BHD	30,000	6.59 5,198,666	6.59 5,191,602	1.96
17	タイ	株式	バーツ	エネルギー	PTT PCL-NVDR	31,200	48.44 5,471,046	43.50 4,913,064	1.85
18	インドネシア	株式	ルピア	素材	ANEKA TAMBANG TBK	837,500	788.45 5,150,552	750.00 4,899,375	1.85
19	マレーシア	株式	リンギット	エネルギー	SERBA DINAMIK HOLDINGS BHD	42,400	4.06 4,520,501	4.34 4,832,260	1.82
20	タイ	株式	バーツ	不動産	WHA CORP PCL-NVDR	305,500	4.28 4,733,294	4.28 4,733,294	1.78
21	タイ	株式	バーツ	素材	TIPCO ASPHALT PUB CO L-NVDR	55,500	22.09 4,439,218	22.60 4,540,566	1.71
22	インドネシア	株式	ルピア	電気通信サービス	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PER	146,800	3,856.36 4,415,686	3,820.00 4,374,052	1.65
23	タイ	株式	バーツ	銀行	KASIKORNBANK PCL-NVDR	7,600	192.50 5,296,060	157.50 4,333,140	1.63
24	フィリピン	株式	フィリピンペソ	小売	WILCON DEPOT INC	109,700	16.60 3,933,403	18.10 4,288,831	1.62
25	タイ	株式	シンガポールドル	食品・飲料・タバコ	THAI BEVERAGE PCL	55,600	0.85 3,823,490	0.86 3,858,100	1.45
26	タイ	株式	バーツ	自動車・自動車部品	SOMBOON ADV TECH - NVDR	65,400	19.10 4,521,886	15.90 3,764,293	1.42
27	フィリピン	株式	フィリピンペソ	公益事業	ABOITIZ POWER CORP	50,400	37.76 4,111,703	34.45 3,750,364	1.41
28	フィリピン	株式	フィリピンペソ	不動産	AYALA LAND INC	38,520	48.10 4,002,073	44.70 3,719,183	1.40
29	インドネシア	株式	ルピア	運輸	BUANA LINTAS LAUTAN TBK PT	2,636,300	182.63 3,755,481	178.00 3,660,238	1.38
30	シンガポール	株式	シンガポールドル	銀行	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	4,200	11.49 3,871,256	10.86 3,658,994	1.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（2019年11月29日現在）

種類	業 種	投 資 比 率 (%)
株式	銀行	17.06
株式	食品・飲料・タバコ	13.80
株式	エネルギー	11.21
株式	資本財	10.43
株式	不動産	9.62

株式	素材	5.73
株式	食品・生活必需品小売り	4.35
株式	運輸	3.68
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.04
株式	メディア・娯楽	2.88
株式	小売	2.59
株式	自動車・自動車部品	2.09
株式	ソフトウェア・サービス	1.98
株式	公益事業	1.91
株式	電気通信サービス	1.65
株式	ヘルスケア機器・サービス	0.59
合計		92.62

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 運用実績

(2019年11月29日現在)

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
 ※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2019年5月	0円
2018年4月	0円
2017年4月	0円
2016年4月	0円
2015年4月	4,100円
設定来累計	4,600円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

マザーファンド 中華圏株式	銘柄名(銘柄数 34)	業種	属性	比率
	台湾セミコンダクター	半導体・半導体製造装置	台湾	5.5%
	ピンアン・インシュランス	保険	H株	4.8%
	AIAグループ	保険	ハンセン	3.6%
	メディアテック	半導体・半導体製造装置	台湾	3.5%
	チャイナ・リソーシズ・ランド	不動産	レッドチップ	3.2%
株式マザーファンド ASEAN地域	銘柄名(銘柄数 58)	業種	国・地域	比率
	チャロン・ボカバン・フーズ	食品・飲料・タバコ	タイ	1.7%
	ケッペル	資本財	シンガポール	1.5%
	ウィルマー・インターナショナル	食品・飲料・タバコ	シンガポール	1.4%
	DBSグループ	銀行	シンガポール	1.2%
	タイ・オイル	エネルギー	タイ	1.1%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

●投資比率

中華圏株式 マザーファンド	64.4%
ASEAN地域株式 マザーファンド	33.6%
現金・預金等	2.0%
合 計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2019年は年初から11月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、原則として毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記のいずれかに該当する日には、購入申込を受付けないものとします。

＜申込不可日＞

・香港、中国、台湾、シンガポールの各証券取引所の休業日

購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ②申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約[※]」を締結していただきます。

※これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

- ③受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。
- ④ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ⑤申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。
- ⑥購入申込者は、申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社にお問い合わせください。
- ⑦金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消することがあります。

2【換金（解約）手続等】

①受益者は、販売会社が定める単位をもって、委託会社に換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額[※]として控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑤換金申込をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が申込不可日であるときは、この計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。）に換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。

⑦換金代金は、換金申込受付日から起算して7営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があります。

⑧換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①ファンドの主な投資対象

・マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主な投資対象

・株式：原則として金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

（２）【保管】

ありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、原則無期限ですが、後述「（５）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年4月28日から翌年4月27日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- （1）委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （2）委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。
- ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託契約は、後述「②信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

③関係法人との契約の更改等に関する手続

- a. 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。
- b. 委託会社が投資顧問会社と締結する「投資一任契約」の有効期間は、マザーファンドの信託終了日までですが、相手方に対する書面による通知により、契約を解除することができます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第12期計算期間（2018年4月28日から2019年5月7日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 【アジア・ダブルプレミア・ファンド】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (2018年4月27日現在)	第12期 (2019年5月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	32,285,734	26,561,179
親投資信託受益証券	1,039,776,076	881,989,391
未収入金	10,400,000	1,000,000
流動資産合計	1,082,461,810	909,550,570
資産合計	1,082,461,810	909,550,570
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,629,908	3,061,263
未払受託者報酬	431,293	342,111
未払委託者報酬	10,967,152	8,699,204
未払利息	64	54
その他未払費用	86,196	68,360
流動負債合計	21,114,613	12,170,992
負債合計	21,114,613	12,170,992
純資産の部		
元本等		
元本	1,042,461,386	939,274,915
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,885,811	△41,895,337
（分配準備積立金）	53,888,794	45,871,511
元本等合計	1,061,347,197	897,379,578
純資産合計	1,061,347,197	897,379,578
負債純資産合計	1,082,461,810	909,550,570

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期 (自 2017年4月28日 至 2018年4月27日)	第12期 (自 2018年4月28日 至 2019年5月7日)
営業収益		
有価証券売買等損益	158,696,974	△45,286,685
営業収益合計	158,696,974	△45,286,685
営業費用		
支払利息	17,934	16,146
受託者報酬	776,664	709,073
委託者報酬	19,749,450	18,030,444
その他費用	155,211	142,258
営業費用合計	20,699,259	18,897,921
営業利益	137,997,715	△64,184,606
経常利益	137,997,715	△64,184,606
当期純利益	137,997,715	△64,184,606
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	33,525,771	△8,962,100
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△117,876,352	18,885,811
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,290,219	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,336,805	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,953,414	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	5,558,642
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	2,970,203
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	2,588,439
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,885,811	△41,895,337

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、2018年4月28日から2019年5月7日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第11期 (2018年4月27日現在)	第12期 (2019年5月7日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,042,461,386口	1 計算期間の末日における受益権の総数 939,274,915口
—	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 41,895,337円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0181円 (1万口当たり純資産額 10,181円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9554円 (1万口当たり純資産額 9,554円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別 項 目	第11期 (自 2017年4月28日 至 2018年4月27日)	第12期 (自 2018年4月28日 至 2019年5月7日)
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（16,085,261円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（175,780,964円）、及び分配準備積立金（37,803,533円）より、分配対象収益は229,669,758円（1万口当たり2,203円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。	計算期間末における費用控除後配当等収益（1,364,398円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（163,000,005円）、及び分配準備積立金（44,507,113円）より、分配対象収益は208,871,516円（1万口当たり2,223円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。
2 運用の外部委託費用	当ファンドの主要投資対象である中華圏株式マザーファンド及びA S E A N地域株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 中華圏株式マザーファンド 支払金額 4,255,723円 A S E A N地域株式マザーファンド 支払金額 2,293,382円	当ファンドの主要投資対象である中華圏株式マザーファンド及びA S E A N地域株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 中華圏株式マザーファンド 支払金額 3,874,423円 A S E A N地域株式マザーファンド 支払金額 2,100,188円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第11期 (自 2017年4月28日 至 2018年4月27日)	第12期 (自 2018年4月28日 至 2019年5月7日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第11期 (2018年4月27日現在)	第12期 (2019年5月7日現在)
--	------------------------	-----------------------

1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 （自 2017年4月28日 至 2018年4月27日）	第12期 （自 2018年4月28日 至 2019年5月7日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第11期 （自 2017年4月28日 至 2018年4月27日）	第12期 （自 2018年4月28日 至 2019年5月7日）
期首元本額		969,808,009 円	1,042,461,386 円
期中追加設定元本額		344,537,311 円	88,952,250 円
期中一部解約元本額		271,883,934 円	192,138,721 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第11期（自 2017年4月28日 至 2018年4月27日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	125,782,134 円
合計	125,782,134 円

第12期（自 2018年4月28日 至 2019年5月7日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△38,427,861 円
合計	△38,427,861 円

3 デリバティブ取引関係

第11期（自 2017年4月28日 至 2018年4月27日）

該当事項はありません。

第12期（自 2018年4月28日 至 2019年5月7日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（2019年5月7日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	中華圏株式 マザーファンド	313,437,068	571,834,586	
	A S E A N地域株式 マザーファンド	213,531,708	310,154,805	
合計		526,968,776	881,989,391	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「中華圏株式マザーファンド」及び「ASEAN地域株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

中華圏株式マザーファンド**（１）貸借対照表**

（単位：円）

科 目	対象年月日	(2018年4月27日現在)	(2019年5月7日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		80,097,965	70,890,214
コール・ローン		17,621,990	22,683,680
株式		553,480,710	464,801,284
投資証券		—	13,425,665
未収入金		27,701,333	—
未収配当金		—	20,024
流動資産合計		678,901,998	571,820,867
資産合計		678,901,998	571,820,867
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,000	—
未払解約金		3,600,000	—
未払利息		35	46
流動負債合計		3,601,035	46
負債合計		3,601,035	46
純資産の部			
元本等			
元本		357,346,293	313,437,068
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		317,954,670	258,383,753
元本等合計		675,300,963	571,820,821
純資産合計		675,300,963	571,820,821
負債純資産合計		678,901,998	571,820,867

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2018年4月27日現在)		(2019年5月7日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	357,346,293口	1 計算期間の末日における受益権の総数	313,437,068口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.8898円 (1万口当たり純資産額 18,898円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.8244円 (1万口当たり純資産額 18,244円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	対象年月日	(2018年4月27日現在)	(2019年5月7日現在)
期首元本額		347,704,997 円	357,346,293 円
期中追加設定元本額		88,056,369 円	15,140,550 円
期中一部解約元本額		78,415,073 円	59,049,775 円
期末元本額		357,346,293 円	313,437,068 円
元本の内訳*			
アジア・ダブルプレミア・ファンド		357,346,293 円	313,437,068 円
合計		357,346,293 円	313,437,068 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 2017年4月28日 至 2018年4月27日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
----	----------	-------------------

株式	553,480,710 円	111,024,599 円
合計	553,480,710 円	111,024,599 円

（自 2018年4月28日 至 2019年5月7日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	464,801,284 円	28,387,144 円
投資証券	13,425,665 円	2,905,301 円
合計	478,226,949 円	31,292,445 円

3 デリバティブ取引関係

（自 2017年4月28日 至 2018年4月27日）

I 取引の状況に関する事項

1 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2 取引に対する取組みと利用目的 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外貨建有価証券の買付代金等の実需に対応する取引に限定しております。
3 取引に係るリスクの内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動に係るリスクがあります。
4 取引に係るリスクの管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行っております。
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 ホンコンドル	13,929,000	—	13,930,000	△1,000
合 計		13,929,000	—	13,930,000	△1,000

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（自 2018年4月28日 至 2019年5月7日）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

①有価証券明細表

a. 株式

（2019年5月7日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
USドル	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	300	188.24	56,472.00	
	小計	300		56,472.00	
	（邦貨換算）			(6,250,885)	
ホンコンドル	CHINA RAILWAY CONSTRUCTION-H	50,000	9.13	456,500.00	
	SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	100,000	3.46	346,000.00	
	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	5,000	14.58	72,900.00	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	10,000	54.15	541,500.00	
	SANDS CHINA LTD	20,000	41.45	829,000.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	5,000	375.60	1,878,000.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	24,000	29.60	710,400.00	
	VITASOY INTL HOLDINGS LTD	10,000	40.20	402,000.00	
	WH GROUP LTD	100,000	8.44	844,000.00	
	GUANGZHOU PHARMACEUTICAL-H	10,000	39.40	394,000.00	
	INNOVENT BIOLOGICS INC	30,000	24.40	732,000.00	
	SINO BIOPHARMACEUTICAL	100,000	7.33	733,000.00	
	CHINA MERCHANTS BANK - H	30,000	38.45	1,153,500.00	
	CITIC SECURITIES CO LTD-H	60,000	16.04	962,400.00	
	HAITONG SECURITIES CO LTD-H	50,000	9.40	470,000.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	6,000	266.00	1,596,000.00	
	AIA GROUP LTD	30,000	80.45	2,413,500.00	
	CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	34,156	22.30	761,678.80	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	25,000	90.85	2,271,250.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	52,888	33.55	1,774,392.40	
	CHINA VANKE CO LTD-H	14,000	29.45	412,300.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	10,000	47.10	471,000.00	
	SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	15,000	38.65	579,750.00	
	LENOVO GROUP LTD	100,000	6.88	688,000.00	
	SUNNY OPTICAL TECH	1,000	91.05	91,050.00	
	CHINA TOWER CORP LTD-H	600,000	2.08	1,248,000.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	50,000	14.84	742,000.00	
	小計	1,542,044		23,574,121.20	

	(邦貨換算)			(332,630,850)	
タイワンドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	34,000	113.00	3,842,000.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	36,000	111.00	3,996,000.00	
	FUBON FINANCIAL HOLDIN-PFD B	1,846	63.40	117,036.40	
	CATHAY FINANCIAL HOLDI-PFD B	6,688	62.90	420,675.20	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	120,000	44.50	5,340,000.00	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO	40,000	45.60	1,824,000.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	30,000	203.50	6,105,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	52,233	259.00	13,528,347.00	
	小計 (邦貨換算)	320,767		35,173,058.60 (125,919,549)	
	合計 (邦貨換算)	1,863,111		(464,801,284)	

b. 株式以外の有価証券

(2019年5月7日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ホンコンドル	投資証券	LINK REIT	10,000	951,500.00	
		合計 (邦貨換算)	10,000	(13,425,665)	

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数		組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	株式	1 銘柄	1.09%	1.31%
ホンコンドル	株式	27 銘柄	58.17%	69.55%
	投資証券	1 銘柄	2.35%	2.81%
タイワンドル	株式	8 銘柄	22.02%	26.33%

(注) 「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ASEAN地域株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(2018年4月27日現在)	(2019年5月7日現在)
	金額	金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金	31,838,890	21,624,518	
コール・ローン	8,688,389	10,017,494	
株式	330,290,371	277,868,909	
新株予約権証券	119,731	—	
派生商品評価勘定	14,276	—	
未収入金	4,247,279	—	
未収配当金	2,173,867	1,638,992	
流動資産合計	377,372,803	311,149,913	
資産合計	377,372,803	311,149,913	
負債の部			
流動負債			
未払金	6,113,531	—	
未払解約金	6,800,000	1,000,000	
未払利息	17	20	
流動負債合計	12,913,548	1,000,020	
負債合計	12,913,548	1,000,020	
純資産の部			
元本等			
元本	234,864,707	213,531,708	
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	129,594,548	96,618,185	
元本等合計	364,459,255	310,149,893	
純資産合計	364,459,255	310,149,893	
負債純資産合計	377,372,803	311,149,913	

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式、新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2018年4月27日現在)	(2019年5月7日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 234,864,707口	1 計算期間の末日における受益権の総数 213,531,708口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5518円 (1万口当たり純資産額 15,518円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4525円 (1万口当たり純資産額 14,525円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	対象年月日	(2018年4月27日現在)	(2019年5月7日現在)
期首元本額		214,278,626 円	234,864,707 円
期中追加設定元本額		72,194,767 円	27,333,746 円
期中一部解約元本額		51,608,686 円	48,666,745 円
期末元本額		234,864,707 円	213,531,708 円
元本の内訳*			
アジア・ダブルプレミア・ファンド		234,864,707 円	213,531,708 円
合計		234,864,707 円	213,531,708 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 2017年4月28日 至 2018年4月27日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
----	----------	-------------------

株式	330,290,371 円	28,321,725 円
新株予約権証券	119,731 円	△18,043 円
合計	330,410,102 円	28,303,682 円

（自 2018年4月28日 至 2019年5月7日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	277,868,909 円	△1,974,161 円
合計	277,868,909 円	△1,974,161 円

3 デリバティブ取引関係

（自 2017年4月28日 至 2018年4月27日）

I 取引の状況に関する事項

1 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2 取引に対する取組みと利用目的	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外貨建有価証券の買付代金等の実需に対応する取引に限定しております。
3 取引に係るリスクの内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動に係るリスクがあります。
4 取引に係るリスクの管理体制	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行っております。
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	ルピア	3,294,175	—	3,305,138	10,963
	売 建				
	USドル	12,038,975	—	12,035,662	3,313
合 計		—	—	—	14,276

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（自 2018年4月28日 至 2019年5月7日）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

①有価証券明細表

a. 株式

（2019年5月7日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
シンガポール ドル	KEPPEL CORP LTD	25,200	6.55	165,060.00	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENG	29,100	3.90	113,490.00	
	SATS LTD	14,000	5.21	72,940.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	10,100	9.59	96,859.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	41,300	3.52	145,376.00	
	HEALTH MANAGEMENT INTL LTD	110,200	0.52	57,855.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	4,300	26.53	114,079.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	4,200	11.49	48,258.00	
	VENTURE CORP LTD	6,500	16.76	108,940.00	
	小計 （邦貨換算）	244,900		922,857.00 (74,908,302)	
リングgit	HIBISCUS PETROLEUM BHD	100,200	1.02	102,204.00	
	SERBA DINAMIK HOLDINGS BHD	56,700	4.06	230,202.00	
	ATA IMS BHD	33,900	1.74	58,986.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	17,600	5.20	91,520.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	6,400	22.56	144,384.00	
	小計 （邦貨換算）	214,800		627,296.00 (16,748,803)	
パーツ	PTT PCL-NVDR	17,100	49.25	842,175.00	
	PRECIOUS SHIPPING PCL-NVDR	174,800	8.25	1,442,100.00	
	SOMBOON ADV TECH - NVDR	65,400	19.10	1,249,140.00	
	MAJOR CINEPLEX GROUP-NVDR	44,200	28.50	1,259,700.00	
	MASTER AD PCL-NVDR	273,500	1.56	426,660.00	
	CP ALL PCL-NVDR	21,500	77.50	1,666,250.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	147,100	28.25	4,155,575.00	
	BANGKOK BANK PUBLIC CO-NVDR	1,800	205.00	369,000.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	7,600	192.50	1,463,000.00	

	AMATA CORP PUBLIC COLTD-NVDR	54,300	22.30	1,210,890.00	
	WHA CORP PCL-NVDR	339,700	4.28	1,453,916.00	
	HANA MICROELECTRONICS-NVDR	31,200	32.50	1,014,000.00	
	小計 （邦貨換算）	1,178,200		16,552,406.00 (57,436,848)	
フィリピン ペソ	D&L INDUSTRIES INC	157,700	11.00	1,734,700.00	
	NICKEL ASIA CORP	1,217,000	2.39	2,908,630.00	
	DM WENCESLAO AND ASSOCIATES	171,000	11.06	1,891,260.00	
	CEBU AIR INC	28,640	81.35	2,329,864.00	
	SHAKEYS PIZZA ASIA VENTURES	111,500	13.16	1,467,340.00	
	WILCON DEPOT INC	109,700	16.60	1,821,020.00	
	CENTURY PACIFIC FOOD INC	89,000	15.30	1,361,700.00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	2,275	888.00	2,020,200.00	
	AYALA LAND INC	76,700	46.80	3,589,560.00	
	小計 （邦貨換算）	1,963,515		19,124,274.00 (40,734,703)	
ルピア	DELTA DUNIA MAKMUR TBK PT	327,400	540.00	176,796,000.00	
	INDO TAMBANGRAYA MEGAH TBK P	15,600	18,125.00	282,750,000.00	
	ANEKA TAMBANG TBK	656,800	760.00	499,168,000.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	93,500	11,150.00	1,042,525,000.00	
	VALE INDONESIA TBK	192,900	2,900.00	559,410,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	35,900	7,425.00	266,557,500.00	
	MITRA PINASTHIKA MSTK TBK PT	353,300	1,285.00	453,990,500.00	
	RAMAYANA LESTARI SENTOSA PT	720,800	1,760.00	1,268,608,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	14,700	45,325.00	666,277,500.00	
	BANK CENTRAL ASIA PT	30,500	28,100.00	857,050,000.00	
	BANK MANDIRI TBK	203,100	7,525.00	1,528,327,500.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	21,700	8,875.00	192,587,500.00	
	BANK PERMATA TBK PT	184,500	925.00	170,662,500.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	95,200	4,230.00	402,696,000.00	
	KRESNA GRAHA INVESTAMA PT TB	599,300	600.00	359,580,000.00	
	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	550,000	1,020.00	561,000,000.00	
	DISTRIBUSI VOUCHER NUSANTARA	132,500	2,890.00	382,925,000.00	
	M CASH INTEGRASI PT	117,100	3,470.00	406,337,000.00	
	NFC INDONESIA TBK PT	180,100	2,680.00	482,668,000.00	
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PER	189,400	3,840.00	727,296,000.00	
	小計 （邦貨換算）	4,714,300		11,287,212,000.00 (88,040,253)	
	合計 （邦貨換算）	8,315,715		(277,868,909)	

b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
----	-----	--------	------------

シンガポールドル	株式	9 銘柄	24.15%	26.96%
リングット	株式	5 銘柄	5.40%	6.03%
バーツ	株式	12 銘柄	18.52%	20.67%
フィリピンペソ	株式	9 銘柄	13.13%	14.66%
ルピア	株式	20 銘柄	28.39%	31.68%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第13期中間計算期間（2019年5月8日から2019年11月7日まで）の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【アジア・ダブルプレミア・ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2019年5月7日現在)	第13期中間計算期間 (2019年11月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,561,179	23,417,891
親投資信託受益証券	881,989,391	758,224,822
未収入金	1,000,000	—
流動資産合計	909,550,570	781,642,713
資産合計	909,550,570	781,642,713
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,061,263	—
未払受託者報酬	342,111	300,264
未払委託者報酬	8,699,204	7,635,091
未払利息	54	44
その他未払費用	68,360	59,985
流動負債合計	12,170,992	7,995,384
負債合計	12,170,992	7,995,384
純資産の部		
元本等		
元本	939,274,915	800,449,107
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△41,895,337	△26,801,778
（分配準備積立金）	45,871,511	38,059,295
元本等合計	897,379,578	773,647,329
純資産合計	897,379,578	773,647,329
負債純資産合計	909,550,570	781,642,713

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期中間計算期間 (自 2018年4月28日 至 2018年10月27日)	第13期中間計算期間 (自 2019年5月8日 至 2019年11月7日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△98,068,242	8,835,431
営業収益合計	△98,068,242	8,835,431
営業費用		
支払利息	8,493	6,573
受託者報酬	366,962	300,264
委託者報酬	9,331,240	7,635,091
その他費用	73,416	60,155
営業費用合計	9,780,111	8,002,083
営業利益	△107,848,353	833,348
経常利益	△107,848,353	833,348
中間純利益	△107,848,353	833,348
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	△384,285	△8,073,828
期首剰余金又は期首欠損金（△）	18,885,811	△41,895,337
剰余金増加額又は欠損金減少額	173,909	8,220,234
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	8,220,234
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	173,909	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,577,088	2,033,851
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,577,088	—
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	2,033,851
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△89,981,436	△26,801,778

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、2019年5月8日から2019年11月7日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第12期 (2019年5月7日現在)	第13期中間計算期間 (2019年11月7日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 939,274,915口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 800,449,107口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 41,895,337円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 26,801,778円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9554円 (1万口当たり純資産額 9,554円)	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9665円 (1万口当たり純資産額 9,665円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別 項 目	第12期中間計算期間 (自 2018年4月28日 至 2018年10月27日)	第13期中間計算期間 (自 2019年5月8日 至 2019年11月7日)
運用の外部委託費用	当ファンドの主要投資対象である 中華圏株式マザーファンド及びA S E A N地域株式マザーファンドにお いて、信託財産の運用の指図に係わ る権限の全部又は一部を委託する為 に要する費用 中華圏株式マザーファンド 支払金額 2,021,814円 A S E A N地域株式マザーファンド 支払金額 1,097,144円	当ファンドの主要投資対象である 中華圏株式マザーファンド及びA S E A N地域株式マザーファンドにお いて、信託財産の運用の指図に係わ る権限の全部又は一部を委託する為 に要する費用 中華圏株式マザーファンド 支払金額 1,638,705円 A S E A N地域株式マザーファンド 支払金額 880,928円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第12期 (2019年5月7日現在)	第13期中間計算期間 (2019年11月7日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別 項 目	第12期 (自 2018年4月28日 至 2019年5月7日)	第13期中間計算期間 (自 2019年5月8日 至 2019年11月7日)
期首元本額	1,042,461,386 円	939,274,915 円
期中追加設定元本額	88,952,250 円	34,277,084 円
期中一部解約元本額	192,138,721 円	173,102,892 円

2 デリバティブ取引関係

第12期（自 2018年4月28日 至 2019年5月7日）

該当事項はありません。

第13期中間計算期間（自 2019年5月8日 至 2019年11月7日）

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「中華圏株式マザーファンド」及び「ASEAN地域株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

中華圏株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(2019年5月7日現在)	(2019年11月7日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		70,890,214	65,822,310
コール・ローン		22,683,680	11,990,793
株式		464,801,284	424,553,533
投資証券		13,425,665	—
未収配当金		20,024	—
流動資産合計		571,820,867	502,366,636
資産合計		571,820,867	502,366,636
負債の部			
流動負債			
未払金		—	5,899,994
未払利息		46	22
流動負債合計		46	5,900,016
負債合計		46	5,900,016
純資産の部			
元本等			
元本		313,437,068	263,968,241
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		258,383,753	232,498,379
元本等合計		571,820,821	496,466,620
純資産合計		571,820,821	496,466,620
負債純資産合計		571,820,867	502,366,636

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその 最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相 場）で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨 への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わ が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計 算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合 には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準 で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2019年5月7日現在)		(2019年11月7日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	313,437,068口	1 計算期間の末日における受益権の総数	263,968,241口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額	1口当たり純資産額 1.8244円 (1万口当たり純資産額 18,244円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額	1口当たり純資産額 1.8808円 (1万口当たり純資産額 18,808円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	対象年月日	(2019年5月7日現在)	(2019年11月7日現在)
期首元本額		357,346,293 円	313,437,068 円
期中追加設定元本額		15,140,550 円	8,158,439 円
期中一部解約元本額		59,049,775 円	57,627,266 円
期末元本額		313,437,068 円	263,968,241 円
元本の内訳*			
アジア・ダブルプレミア・ファン ド		313,437,068 円	263,968,241 円
合計		313,437,068 円	263,968,241 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

(自 2018年4月28日 至 2019年5月7日)

該当事項はありません。

(自 2019年5月8日 至 2019年11月7日)

該当事項はありません。

ASEAN地域株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(2019年5月7日現在)	(2019年11月7日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		21,624,518	8,712,091
コール・ローン		10,017,494	11,466,320
株式		277,868,909	241,567,319
未収配当金		1,638,992	—
流動資産合計		311,149,913	261,745,730
資産合計		311,149,913	261,745,730
負債の部			
流動負債			
未払解約金		1,000,000	—
未払利息		20	21
流動負債合計		1,000,020	21
負債合計		1,000,020	21
純資産の部			
元本等			
元本		213,531,708	179,788,004
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		96,618,185	81,957,705
元本等合計		310,149,893	261,745,709
純資産合計		310,149,893	261,745,709
負債純資産合計		311,149,913	261,745,730

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨 への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2019年5月7日現在)	(2019年11月7日現在)
---------------	----------------

1 計算期間の末日における受益権の総数 213,531,708口	1 計算期間の末日における受益権の総数 179,788,004口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4525円 (1万口当たり純資産額 14,525円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4559円 (1万口当たり純資産額 14,559円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	対象年月日	(2019年5月7日現在)	(2019年11月7日現在)
期首元本額		234,864,707 円	213,531,708 円
期中追加設定元本額		27,333,746 円	5,986,056 円
期中一部解約元本額		48,666,745 円	39,729,760 円
期末元本額		213,531,708 円	179,788,004 円
元本の内訳*			
アジア・ダブルプレミア・ファンド		213,531,708 円	179,788,004 円
合計		213,531,708 円	179,788,004 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

（自 2018年4月28日 至 2019年5月7日）

該当事項はありません。

（自 2019年5月8日 至 2019年11月7日）

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

（2019年11月29日現在）

【純資産額計算書】

I 資産総額	791,342,448 円
II 負債総額	1,589,957 円
III 純資産総額（I－II）	789,752,491 円
IV 発行済数量	830,426,252 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9510 円

（参考）

中華圏株式マザーファンド

I 資産総額	525,544,722 円
II 負債総額	16,849,267 円
III 純資産総額（I－II）	508,695,455 円
IV 発行済数量	273,279,307 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.8614 円

ASEAN地域株式マザーファンド

I 資産総額	287,079,679 円
II 負債総額	21,600,672 円
III 純資産総額（I－II）	265,479,007 円
IV 発行済数量	186,881,879 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.4206 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2019年11月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）会社の機構

①経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2019年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年11月末日現在、262本であり、その純資産総額の合計は1,171,474百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	136本	513,054百万円
単位型株式投資信託	56本	170,090百万円
単位型公社債投資信託	70本	488,330百万円
合計	262本	1,171,474百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第38期 (2018年3月31日現在)		第39期 (2019年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 預金			7,254,267		7,348,860
2. 前払費用			46,019		53,985
3. 未収委託者報酬			1,054,036		1,009,736
4. 未収運用受託報酬			450,583		365,214
5. その他			—		1,920
流動資産計			8,804,906		8,779,717
II 固定資産					
1. 有形固定資産			141,929		133,036
(1) 建物	※1	101,837		90,958	
(2) 器具備品	※1	39,714		41,793	
(3) その他	※1	378		283	
2. 無形固定資産			44,418		37,002
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		36,077		30,413	
(3) ソフトウェア仮勘定		5,477		3,725	
3. 投資その他の資産			399,828		365,068
(1) 投資有価証券		37,527		38,850	
(2) 関係会社株式		5,386		5,386	
(3) 長期差入保証金		117,140		111,847	
(4) 繰延税金資産		220,283		193,055	
(5) 長期前払費用		19,491		15,929	
固定資産計			586,176		535,107
資産合計			9,391,083		9,314,824

		第38期 (2018年3月31日現在)		第39期 (2019年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 預り金			10,633		7,592
2. 未払金			608,077		464,149
(1) 未払収益分配金		1,330		1,579	
(2) 未払償還金		5,660		2	
(3) 未払手数料		408,586		378,125	
(4) その他未払金		192,500		84,441	
3. 未払費用			752,818		694,884
4. 未払法人税等			31,501		21,908
5. 未払消費税等			42,128		20,619
6. 前受収益			54		—
7. 賞与引当金			241,535		185,671
8. 役員賞与引当金			22,308		16,000
流動負債計			1,709,058		1,410,826
II 固定負債					
1. 退職給付引当金			437,211		422,821
2. 役員退職慰労引当金			23,890		29,549
固定負債計			461,101		452,370
負債合計			2,170,159		1,863,196
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			5,843,079		6,074,187
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,530,288		2,761,396	
株主資本計			7,220,746		7,451,855
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			176		△226
評価・換算差額等計			176		△226
純資産合計			7,220,923		7,451,628
負債・純資産合計			9,391,083		9,314,824

(2) 【損益計算書】

		第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益					
1. 委託者報酬			5,898,485		5,895,209
2. 運用受託報酬			1,846,568		1,467,320
営業収益計			7,745,053		7,362,530
II 営業費用					
1. 支払手数料			2,510,004		2,382,490
2. 広告宣伝費			1,235		1,635
3. 調査費			2,396,244		2,216,821
(1) 調査費		185,225		200,472	
(2) 委託調査費		1,851,949		1,653,354	
(3) 情報機器関連費		358,074		362,017	
(4) 図書費		995		977	
4. 委託計算費			207,692		215,420
5. 営業雑経費			102,102		97,255
(1) 通信費		6,944		6,885	
(2) 印刷費		86,366		79,705	
(3) 協会費		5,655		7,140	
(4) 諸会費		3,135		3,523	
営業費用計			5,217,280		4,913,623
III 一般管理費					
1. 給料			1,183,052		1,160,714
(1) 役員報酬		70,882		76,554	
(2) 給料・手当		1,004,735		1,023,188	
(3) 賞与		107,434		60,972	
2. 法定福利費			202,059		178,435
3. 退職金			3,276		2,791
4. 福利厚生費			3,869		3,434
5. 交際費			3,108		2,118
6. 旅費交通費			14,213		13,132
7. 事務委託費			104,724		100,555
8. 租税公課			124,851		134,442
9. 不動産賃借料			125,103		142,217
10. 退職給付費用			50,494		51,166
11. 役員退職慰労引当金繰入			4,534		5,659
12. 賞与引当金繰入			241,535		185,671
13. 役員賞与引当金繰入			22,308		16,000
14. 固定資産減価償却費			50,503		47,852
15. 諸経費			54,047		71,508
一般管理費計			2,187,683		2,115,699
営業利益			340,089		333,207

		第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益					
1. 受取配当金			1,073		967
2. 受取利息			68		72
3. 時効成立分配金・償還金			374		6,074
4. 助成金収入			—		3,167
5. 雑収入			676		62
営業外収益計			2,193		10,344
V営業外費用					
1. 為替差損			641		1,504
2. 雑損失			630		70
営業外費用計			1,272		1,575
経常利益			341,010		341,976
VI特別利益					
1. 投資有価証券売却益			213		397
特別利益計			213		397
VII特別損失					
1. 固定資産除却損	※ 1		21		1,196
2. 投資有価証券売却損			1		508
特別損失計			22		1,704
税引前当期純利益			341,201		340,668
法人税、住民税及び事業税			156,577		82,154
法人税等調整額			△63,527		27,405
当期純利益			248,151		231,108

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,282,136	5,594,927	6,972,595
当期変動額								
当期純利益						248,151	248,151	248,151
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	248,151	248,151	248,151
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	108	108	6,972,703
当期変動額			
当期純利益			248,151
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	68	68	68
当期変動額合計	68	68	248,220
当期末残高	176	176	7,220,923

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746
当期変動額								
当期純利益						231,108	231,108	231,108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	231,108	231,108	231,108
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	176	176	7,220,923
当期変動額			
当期純利益			231,108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△403	△403	△403
当期変動額合計	△403	△403	230,704
当期末残高	△226	△226	7,451,628

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」104,232千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」220,283千円に含めて表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第38期 (2018年3月31日現在)	第39期 (2019年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 34,366千円 器具備品 115,139千円 その他 518千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 45,245千円 器具備品 135,855千円 その他 613千円

（損益計算書関係）

第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
※1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア 21千円	※1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア 16千円 ソフトウェア仮勘定 1,179千円

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）**１．金融商品の状況に関する事項****(1) 金融商品に対する取組方針**

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,254,267	7,254,267	—
(2) 未収委託者報酬	1,054,036	1,054,036	—
(3) 未収運用受託報酬	450,583	450,583	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	7,327	7,327	—
資産計	8,766,214	8,766,214	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(1,330)	(1,330)	—
② 未払償還金	(5,660)	(5,660)	—
③ 未払手数料	(408,586)	(408,586)	—
④ その他未払金	(192,500)	(192,500)	—
(2) 未払費用	(752,818)	(752,818)	—
負債計	(1,360,896)	(1,360,896)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	30,200
② 子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,254,267	—	—
未収委託者報酬	1,054,036	—	—
未収運用受託報酬	450,583	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,011	3,941	1,374
合計	8,760,898	3,941	1,374

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,348,860	7,348,860	—
(2) 未収委託者報酬	1,009,736	1,009,736	—
(3) 未収運用受託報酬	365,214	365,214	—
(4) 投資有価証券 ① その他有価証券	8,650	8,650	—
資産計	8,732,461	8,732,461	—
(1) 未払金 ① 未払収益分配金	(1,579)	(1,579)	—
② 未払償還金	(2)	(2)	—
③ 未払手数料	(378,125)	(378,125)	—
④ その他未払金	(84,441)	(84,441)	—
(2) 未払費用	(694,884)	(694,884)	—
負債計	(1,159,033)	(1,159,033)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	30,200
② 子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,348,860	—	—
未収委託者報酬	1,009,736	—	—
未収運用受託報酬	365,214	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	—	7,421	1,229
合計	8,723,811	7,421	1,229

(有価証券関係)

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は2,212千円であり、売却益の合計額は213千円、売却損の合計額は1千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	4,233	3,924	309
	小計	4,233	3,924	309
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	3,093	3,147	△54
	小計	3,093	3,147	△54
合計		7,327	7,072	254

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は13,584千円であり、売却益の合計額は397千円、売却損の合計額は508千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	3,124	2,908	215
	小計	3,124	2,908	215
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	5,526	6,068	△542
	小計	5,526	6,068	△542
合計		8,650	8,976	△326

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(退職給付関係)

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	408,206千円
退職給付費用	44,140千円
退職給付の支払額	△15,136千円
退職給付引当金の期末残高	437,211千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	437,211千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,211千円

退職給付引当金	437,211千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,211千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	44,140千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	6,353千円
--------------	---------

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	437,211千円
退職給付費用	39,558千円
退職給付の支払額	<u>△53,948千円</u>
退職給付引当金の期末残高	422,821千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	422,821千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>422,821千円</u>

退職給付引当金	422,821千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>422,821千円</u>

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	39,558千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,608千円
--------------	----------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期（2018年3月31日現在）	第39期（2019年3月31日現在）
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	73,958	56,852
未払事業税	8,944	3,540
未払社会保険料	12,118	9,421
退職給付引当金	141,151	138,515
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,056	15,061
繰越欠損金	11,374	5,430
その他有価証券評価差額金	—	99
その他	10,270	12,923
小計	272,873	241,845
評価性引当額	△52,512	△48,790
繰延税金資産計	220,361	193,055
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	77	—
繰延税金負債計	77	—
繰延税金資産の純額	220,283	193,055

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第38期（2018年3月31日現在）	第39期（2019年3月31日現在）
法定実効税率	法定実効税率
30.9%	30.6%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
2.5	1.6
住民税均等割	住民税均等割
0.7	0.7
評価性引当額	評価性引当額
△ 6.1	△ 1.1
その他	その他
△ 0.6	0.3
税効果会計適用後の法人税率の負担率	税効果会計適用後の法人税率の負担率
27.3	32.1

（セグメント情報等）**1. セグメント情報**

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報**①営業収益**

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報**①営業収益**

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホー ル ディング ス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	連結納税 に伴う支 払予定額 (*1)	144,109	未払金	144,109

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホー ル ディング ス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	連結納税 に伴う支 払額及び 支払予定 額(*1)	65,399	未払金	24,677

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 契約 (*1)	321,424	未収運用 受託報酬	83,978

(注) 1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 契約 (*1)	312,760	未収運用 受託報酬	83,648

(注) 1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額 6,670.59円	1株当たり純資産額 6,883.72円
1株当たり当期純利益 229.23円	1株当たり当期純利益 213.49円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
当期純利益（千円） 248,151	当期純利益（千円） 231,108
普通株主に帰属しない金額（千円） —	普通株主に帰属しない金額（千円） —
普通株式に係る当期純利益（千円） 248,151	普通株式に係る当期純利益（千円） 231,108
期中平均株式数（千株） 1,082	期中平均株式数（千株） 1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第40期中間会計期間末 (2019年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 預金			7,304,533
2. 前払費用			82,335
3. 未収委託者報酬			1,005,198
4. 未収運用受託報酬			404,252
5. その他			13,093
流動資産計			8,809,413
II 固定資産			
1. 有形固定資産			123,104
(1) 建物	※ 1	86,380	
(2) 器具備品	※ 1	36,475	
(3) その他	※ 1	248	
2. 無形固定資産			36,056
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		26,410	
(3) ソフトウェア仮勘定		6,783	
3. 投資その他の資産			329,566
(1) 投資有価証券		39,709	
(2) 関係会社株式		5,386	
(3) 長期差入保証金		109,201	
(4) 繰延税金資産		163,461	
(5) その他		11,808	
固定資産計			488,726
資産合計			9,298,140

		第40期中間会計期間末 (2019年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 預り金			533
2. 未払金			440,391
(1) 未払収益分配金		1,579	
(2) 未払償還金		2	
(3) 未払手数料		374,405	
(4) その他未払金		64,403	
3. 未払費用			683,928
4. 未払法人税等			19,015
5. 未払消費税等	※ 2		25,973
6. 賞与引当金			113,642
7. 役員賞与引当金			8,875
流動負債計			1,292,358
II 固定負債			
1. 退職給付引当金			403,970
2. 役員退職慰労引当金			27,724
固定負債計			431,694
負債合計			1,724,053
(純資産の部)			
I 株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			6,196,672
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,883,881	
株主資本計			7,574,339
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			△253
評価・換算差額等計			△253
純資産合計			7,574,086
負債・純資産合計			9,298,140

(2) 中間損益計算書

		第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益			
1. 委託者報酬			2,887,521
2. 運用受託報酬			744,499
営業収益計			3,632,020
II 営業費用			
1. 支払手数料			1,166,446
2. 広告宣伝費			510
3. 調査費			1,066,834
(1) 調査費		80,970	
(2) 委託調査費		802,592	
(3) 情報機器関連費		182,786	
(4) 図書費		485	
4. 委託計算費			108,457
5. 営業雑経費			53,730
(1) 通信費		3,395	
(2) 印刷費		44,992	
(3) 協会費		3,304	
(4) 諸会費		2,037	
営業費用計			2,395,978
III 一般管理費			
1. 給料			559,803
(1) 役員報酬		38,711	
(2) 給料・手当		510,780	
(3) 賞与		10,311	
2. 法定福利費			89,526
3. 退職金			1,086
4. 福利厚生費			2,346
5. 交際費			663
6. 旅費交通費			5,440
7. 事務委託費			50,906
8. 租税公課			64,416
9. 不動産賃借料			75,387
10. 退職給付費用			25,791
11. 役員退職慰労金			300
12. 役員退職慰労引当金繰入			2,775
13. 賞与引当金繰入			114,142
14. 役員賞与引当金繰入			8,875
15. 固定資産減価償却費	※ 1		20,223
16. 諸経費			36,866
一般管理費計			1,058,551
営業利益			177,490

		第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益			
1. 受取配当金			971
2. 受取利息			39
3. 助成金収入			400
4. 雑収入			60
営業外収益計			1,471
V営業外費用			
1. 為替差損			637
2. 雑損失			109
営業外費用計			747
経常利益			178,214
VI特別損失			
1. 固定資産除却損			4
2. 投資有価証券売却損			227
特別損失計			231
税引前中間純利益			177,982
法人税、住民税及び事業税			25,892
法人税等調整額			29,605
中間純利益			122,484

（３）中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855
当中間会計期間 変動額								
中間純利益						122,484	122,484	122,484
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額（純額）								
当中間会計期間 変動額合計	—	—	—	—	—	122,484	122,484	122,484
当中間会計期間末 残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,883,881	6,196,672	7,574,339

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	△226	△226	7,451,628
当中間会計期間 変動額			
中間純利益			122,484
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額（純額）	△26	△26	△26
当中間会計期間 変動額合計	△26	△26	122,458
当中間会計期間末 残高	△253	△253	7,574,086

重要な会計方針

	第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)						
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。						
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3～50年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>2～15年</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>8年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	建物	3～50年	器具備品	2～15年	その他	8年
建物	3～50年						
器具備品	2～15年						
その他	8年						
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。						
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。						

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間末 (2019年9月30日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
建物	49,991千円
器具備品	144,021千円
その他	648千円
※ 2	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
※ 1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。
有形固定資産	13,111千円
無形固定資産	7,112千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,304,533	7,304,533	—
(2) 未収委託者報酬	1,005,198	1,005,198	—
(3) 未収運用受託報酬	404,252	404,252	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,509	9,509	—
資産計	8,723,494	8,723,494	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(1,579)	(1,579)	—
② 未払償還金	(2)	(2)	—
③ 未払手数料	(374,405)	(374,405)	—
④ その他未払金	(64,403)	(64,403)	—
(2) 未払費用	(683,928)	(683,928)	—
負債計	(1,124,319)	(1,124,319)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券（投資信託）

公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
① 非上場株式	30,200
② 子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

その他有価証券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他	3,180	2,904	275
	小計	3,180	2,904	275
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他	6,329	6,969	△640
	小計	6,329	6,969	△640
合計		9,509	9,874	△364

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1株当たり純資産額	6,996円84銭
1株当たり中間純利益	113円14銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	122,484
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	122,484
期中平均株式数(千株)	1,082

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

三井住友信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 342,037百万円（2019年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

信託事務の一部委託先：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 51,000百万円（2019年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額（単位：百万円） （2019年9月末日現在）	事業の内容
池田泉州T T証券株式会社	1,250	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社S B I証券	48,323	
十六T T証券株式会社	3,000	
東海東京証券株式会社	6,000	
西日本シティT T証券株式会社	3,000	
浜銀T T証券株式会社	3,307	
ほくほくT T証券株式会社	1,250	
楽天証券株式会社	7,495	
ワイエム証券株式会社	1,270	

（3）投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
国泰君安資産管理（亞州）有限公司	5,000万香港ドル （2019年9月末日現在）	有価証券等に係る投資顧問業務を営んでいます。
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	2,900万シンガポールドル （2019年9月末日現在）	

2【関係業務の概要】

①「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

②「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

③「投資顧問会社」は主に以下の業務を行います。

委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受けて運用を行います。

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2019年11月末日現在、該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
3. 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・目論見書の使用を開始する日
 - ・信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
4. 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
 - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
5. 届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
6. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
7. 請求目論見書の巻末に、ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月3日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年7月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ダブルプレミア・ファンドの2018年4月28日から2019年5月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ダブルプレミア・ファンドの2019年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月2日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則夫 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月26日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	羽柴 則央 ⑩
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人 ⑩
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ダブルプレミア・ファンドの2019年5月8日から2019年11月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アジア・ダブルプレミア・ファンドの2019年11月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年5月8日から2019年11月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。